

第4章 譲渡・消費の許可

第1 火薬類（第2から第5に定めるものを除く。）の譲受及び消費の許可

【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

1 提出書類	<p>省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」</p> <p>ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が 2 以上あるときは、その主たる消費地）が川越市又は川島町内であること。</p> <p>イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）が川越市又は川島町内であること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所の案内図</p> <p>※イ 火薬類の消費目的を明確にする書面（消費を伴う場合に限る。）</p> <p>※ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）</p> <p>エ 申請火薬類の数量の算出根拠となる書面</p>
4 申請手数料	<p>・申請火薬・爆薬量の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円</p> <p>・申請火薬・爆薬量の合計が 25kg を超える場合 6,900 円</p>
5 許可基準	<p>ア 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>イ 譲受期間が 1 年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。</p> <p>ウ 消費を伴う場合にあつては、火薬類の消費が省令第 50 条に定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>エ 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあつては、その所在地であること。それ以外の場合にあつては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。</p> <p>オ 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあつては、消費量ずつ譲受すること。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p>

	<p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	<p>ア 法第 22 条の規定により、1 年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第 10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法第 50 条の 2 の規定により、猟銃用火薬類等（銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。）の、譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。</p>

【譲受消費の許可】 ※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

1 提出書類	<p>省令様式第 50「火薬類譲受消費許可申請書」</p> <p>譲受し消費する火薬類の数量が、省令第 49 条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所・消費場所の案内図</p> <p>イ 危険予防の方法</p> <p>危険予防の方法には、次の事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故・災害防止のためにとる措置 <ul style="list-style-type: none"> 発破の合図、周辺住民への周知方法、飛石防止措置、通行止め等の方法等 2. 発破警告看板図の概要 <ul style="list-style-type: none"> 発破の際の付近の者への警告措置が確認できること <p>ウ 消費計画書</p> <p>消費計画書には、次の事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費の方法 2. 申請火薬類の数量の算出根拠 3. 火薬類取扱者名簿・保安手帳の写し <ul style="list-style-type: none"> 火薬類を取り扱う可能性のある者全員の氏名を記載すること。 4. 消費場所付近の略図 <ul style="list-style-type: none"> 消費場所の周囲半径 300mの様子（民家・道路・学校等の保安物件との位置関係、保安距離）がわかること。 5. 火薬類取扱所・火工所の構造図 <p>エ 火薬類の消費を証する書面</p> <p>次のいずれかの書面を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書等の写し ・工事発注者が公の機関又は公の団体の場合、工事発注者の火薬類消費証明書 ・採石法による採掘計画の認可書の写し（認可されている地番の一覧も添付すること） ・その他消費目的を明確にできる書面等 <p>※オ 関係者の同意書（消費場所の半径 100m以内に保安物件がある場合に限る。）発破時の立入禁止措置又は立ち退きの同意が確認できること。</p>
4 申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・申請火薬・爆薬量の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円 ・申請火薬・爆薬量の合計が 25kg を超える場合 6,900 円
5 許可基準	<p>【譲受のみの許可】 5 許可基準について準用する。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第 5 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p>

	<p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	<p>ア 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 29 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、予防課へ提出すること。</p> <p>イ アの他【譲受のみの許可】7 その他を準用する。</p>

第2 建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費の許可

※と蓄用銃用空包についても、本項にて扱うものとする。ただし、省令第49条第8号に規定する無許可消費数量については建設用びょう打ち銃用空包における数量を定めるものであることから、と蓄用銃用空包については無許可消費数量の基準は適用しない。

1 提出書類	<p>省令様式第10「火薬類譲受許可申請書」</p> <p>ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が2以上あるときは、その主たる消費地）が川越市又は川島町内であること。</p> <p>イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）が川越市又は川島町内であること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所の案内図</p> <p>※イ 取扱計画書（消費を伴う場合に限る。）</p> <p>取扱計画書には、次の事項について記載すること。</p> <p>1. 消費予定数量 2. 貯蔵場所 3. 消費場所 4. 従事者名簿</p> <p>※ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）</p> <p>※エ 銃砲所持許可証の写し（消費を伴う場合に限る。）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する許可証（1面から3面）の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。</p> <p>※オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）</p>
4 申請手数料	<p>2,400 円</p>
5 許可基準	<p>ア 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>イ 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。</p> <p>ウ 消費を伴う場合にあつては、建設用びょう打ち銃用空包の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>エ 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあつては、1回の譲受数量は2,000個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては4,000個以下）であること。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証を返納</p>

	<p>すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	<p>ア 法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。</p> <p>イ 建設用びょう打ち銃用空包を、猟犬訓練等その他通常の使用と異なる用に供する場合は、譲受許可申請はもちろん、1日あたりの消費量が200個以下であっても無許可消費にはならないので、消費許可申請が必要であることを留意すること。</p>

【譲受消費の許可】 ※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

1 提出書類	<p>省令様式第 50「火薬類譲受消費許可申請書」</p> <p>譲受し消費する火薬類の数量が、省令第 49 条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所・消費場所の案内図</p> <p>イ 危険予防の方法</p> <p>危険予防の方法には、次の事項について記載すること。</p> <p>1. 消費にあたっての注意事項 2. 異常空包及び残空包の処分 3. 通行人等への配慮 4. 関係者以外の立入禁止措置 5. 保管方法・盗難防止措置 6. 空包の取扱い方法</p> <p>ウ 消費計画書</p> <p>消費計画書には、次の事項について記載すること。</p> <p>1. 消費予定数量 2. 貯蔵場所 3. 消費場所 4. 従事者名簿</p> <p>エ 銃砲所持許可証の写し</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条に規定する許可証（1 面から 3 面）の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。※オ 関係者の同意書（消費場所の半径 100m以内に保安物件がある場合に限る。） 発破時の立入禁止措置又は立ち退きの同意が確認できること。</p> <p>※オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）</p>
4 申請手数料	<p>2,400 円</p>
5 許可基準	<p>【譲受のみの許可】 5 許可基準について準用する。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第 5 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間</p>

	<p>に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	<p>ア 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 29 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、予防課へ提出すること。</p> <p>イ アの他【譲受のみの許可】 7 その他を準用する。</p>

表1 建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準（省令第56条の3）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56の3-1	消費場所において建設用びょう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
準用 51-14	1日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。		適・否
準用 51-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用 51-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の3-1-1	建設用びょう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の3-1-2	建設用びょう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びょう打ち銃用空包を使用しないこと。		適・否
56の3-1-3	使用に適さない建設用びょう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3-1-4	建設用びょう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。 【備考】「堅固な設備に収納し、施錠すること」とは、手さげ式鉄製箱に収納し、施錠することでも差支えないが、これだけでは、手さげ式鉄製箱ごと持ち出されるおそれがあるので、固定するか、又はロッカー等の中に入れて施錠すること。	左記参照	適・否
56の3-1-5	1日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びょう打ち銃用空包の数量は、1日の消費見込量以下とすること。		適・否
56の3-1-6	消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びょう打ち銃用空包の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。ただし、1日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 【備考】「一定の場所に帳簿を備え」とは、建設用びょう打ち銃用空包を存置している場所に備えることが望ましい。	左記参照	適・否
56の3-2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
56の3-2-1	消費する建設用びょう打ち銃用空包に適合したびょう及び建設用びょう打ち銃を使用すること。		適・否
56の3-2-2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。		適・否
56の3-2-3	建設用びょう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、200個（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、400個）以下とすること。 【備考】「消費作業に従事する者」とは、現に建設用びょう打ち銃を持って銃用空包を消費している者をいう。	左記参照	適・否
56の3-2-4	消費作業に従事している者は、建設用びょう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。		適・否
56の3-2-5	建設用びょう打ち銃用空包の打ち殻は、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。【備考】打ち殻は悪用されるおそれがあるので、できるだけ回収すること。	左記参照	適・否
56の3-2-6	不発の建設用びょう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。 【備考】不発の空包は、十分に注意してから銃から抜き出し、水を入れた容器に入れ、その後の処理については、販売店に相談することが望ましい。現場に放置したり、空薬莢と一緒にしてはならない。	左記参照	適・否

56の3-2-6	不発の建設用びょう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。 【備考】不発の空包は、十分に注意してから銃から抜き出し、水を入れた容器に入れ、その後の処理については、販売店に相談することが望ましい。現場に放置したり、空薬莖と一緒にしてはならない。	左記参照	適・否
----------	--	------	-----

第3 模型ロケットの譲受及び消費の許可

【譲受消費の許可】

1 提出書類	<p>省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」</p> <p>ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が 2 以上あるときは、その主たる消費地）が川越市又は川島町内であること。</p> <p>イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）が川越市又は川島町内であること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所・消費場所の案内図</p> <p>イ 危険予防の方法 危険予防の方法には、次の事項について記載すること。 1. 消費にあたっての注意事項 2. 警戒体制及び警備方法 3. 関係者以外の立入禁止措置</p> <p>ウ 消費計画書 消費計画書には、次の事項について記載すること。 1. 消費場所 2. 消費の方法 3. 運搬の方法 4. 保管の方法（消費場所まで及び消費場所での保管方法） 5. 従事者名簿 6. 消費場所付近の略図 消費場所の周囲半径 300mの様子（見張人の位置、付近の民家等）がわかること。</p> <p>エ 保安手帳等の写し 自主保安規程の写し及び当該規程に基づく資格の証明書等の写し又は手帳番号等が明記されていること。</p> <p>※オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）</p>
4 申請手数料	<p>・申請火薬の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円</p> <p>・申請火薬の合計が 25kg を超える場合 6,900 円</p>
5 許可基準	<p>ア 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>イ 譲受期間は 1 か月以内とし、譲受期間内で消費日が特定されていること。また、荒天等による延期の予備日についても特定されていること。</p> <p>ウ 模型ロケットの消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>エ 1 回の譲受数量は 1 日の消費数量以内とし、かつ火薬 5kg 以下、点火具 100 個以下であること。ただし、火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合は、この限りでない。</p> <p>オ 1 の消費場所での消費であること。消費場所が異なる場合は、別の申請となる。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p>

	<p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。</p> <p>この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 29 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、予防課へ提出すること。

表1 模型ロケットの消費の基準（省令第56条の3）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56の3の2	消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
56の3 の2-1-1	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
56の3 の2-1-2	模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の3 の2-1-3	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。		適・否
56の3 の2-1-4	模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はダンボール箱に入れ、静かに運搬すること。		適・否
56の3 の2-1-5	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用水の備付けその他の消火のための準備をすること。		適・否
56の3 の2-1-6	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業（模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。）を行うための場所（以下この条において「打ち上げ準備所」という）並びに発射台を設けること。		適・否
56の3 の2-1-7	打ち上げ準備所は、発射台から20m以上の距離をとること。		適・否
56の3 の2-1-8	打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		適・否
56の3 の2-1-9	打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。		適・否
56の3 の2-1-10	打ち上げ準備所には、「模型ロケット」及び「火気厳禁」と書いた警戒札を立てること。		適・否
56の3 の2-1-11	発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所（模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集合場所を除く。）、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。		適・否
	火薬類の量	適・否	
	20gを超えるもの	適・否	
	100gを超えるもの	適・否	
	450gを超えるもの	適・否	
56の3 の2-1-12	発射台は、他の発射台から5m以上の距離をとって設置すること。		適・否
56の3 の2-1-13	秒速8m以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれのある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。		適・否
56の3 の2-1-14	模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。		適・否
56の3 の2-1-15	前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。		適・否
56の3 の2-1-16	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を置かないこと。		適・否
56の3 の2-1-17	発射台に携行する火薬類は、1回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。		適・否

川越地区消防局 予防課
申請・届出マニュアル 第4章 譲渡・消費の許可

56 の 3 の 2 -1-18	発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より30度以上広角にならないよう に上方に向け、かつ打ち上げの際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しない よう固定すること。		適・否
56 の 3 の 2 -1-19	模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から20m以内に当該模型ロケットを打ち 上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ること ができない措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56 の 3 の 2 -1-20	模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものがないことを確認した後で なければ点火しないこと。		適・否
56 の 3 の 2 -1-21	模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後30秒以上経過した後に、模型ロ ケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。		適・否
56 の 3 の 2 -1-22	電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。		適・否
56 の 3 の 2 -1-23	落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。		適・否
56 の 3 の 2 -1-24	模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行う当日でなけ れば模型ロケットの消費場所に持ち込んではいならない。		適・否
56 の 3 の 2 -1-25	1日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第15条第1項 の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56 の 3 の 2 -1-26	模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者 と容易に識別できる措置を講じること。		適・否
56 の 3 の 2 -1-27	模型ロケットの点火に用いる電気点火器は、点火するときを除くほか、安全キーを離 脱させることにより点火できない状態とし、かつ、当該安全キーを点火作業に従事する 者が常時携帯する、又は打ち上げの準備作業中はランチロッドの先端に装着すること。		適・否

第4 火工品（建設用びょう打ち銃用空包、模型ロケット、煙火を除く。）の譲受及び消費の許可
【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

1 提出書類	<p>省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」</p> <p>ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が 2 以上あるときは、その主たる消費地）が川越市又は川島町内であること。</p> <p>イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）が川越市又は川島町内であること。</p>
2 申請時期	<p>火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所の案内図</p> <p>※イ 火薬類の消費目的を明確にする書面（消費を伴う場合に限る。）</p> <p>※ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）</p> <p>緊急用に使用する火工品の場合は、緊急用に使用する目的、設置場所等を明記すること。</p> <p>エ 従事者名簿</p> <p>従事者の住所、氏名、生年月日を記載すること。</p> <p>航空機、パラグライダー等に使用するパラシュート発射器で、許可を受ける者が団体の場合は、取扱う可能性ある者すべてについて記載すること。</p> <p>※オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）</p>
4 申請手数料	<p>2,400 円</p>
5 許可基準	<p>ア 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>イ 譲受期間が 1 年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。</p> <p>ウ 消費を伴う場合にあっては、火薬類の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>エ 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあっては、その所在地であること。それ以外の場合にあっては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。</p> <p>オ 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあっては、消費量ずつ譲受すること。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。</p> <p>例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す</p> <p>例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p>

	<p>ウ 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p> <p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
7 その他	<p>法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。</p>

【譲受消費の許可】 ※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

1 提出書類	<p>省令様式第 50「火薬類譲受消費許可申請書」</p> <p>譲受し消費する火薬類の数量が、省令第 49 条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。</p>
2 申請時期	火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 譲受場所・消費場所の案内図</p> <p>イ 危険予防の方法 危険予防の方法には、次の事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費にあたっての注意事項 2. 避難及び飛石防止措置 3. 警戒体制及び警備方法 <p>ウ 消費計画書 消費計画書には、次の事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費の方法 2. 運搬の方法 3. 保管の方法（消費場所まで及び消費場所での保管方法） 4. 従事者名簿エ 火薬類の消費を証する書面 <p>※エ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）</p>
4 申請手数料	2,400 円
5 許可基準	【譲受のみの許可】 5 許可基準を準用する。
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第 5 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す</p> <p>ウ 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、予防課へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。</p> <p>エ 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、予防課へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。</p> <p>※譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。</p>

	<p>オ 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。</p>
<p>7 その他</p>	<p>ア 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 29 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、予防課へ提出すること。</p> <p>イ アの他【譲受のみの許可】7 その他を準用する。</p>

表1 火工品の消費の基準（発信器等の消費の基準）(省令第51条から第56条)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56の3の3	消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第51条第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
準用 51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用 51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の3の3 -1-1	発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の3の3 -1-2	発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。		適・否
56の3の3 -1-3	前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3の3 -1-4	動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。		適・否
56の3の3 -1-5	発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。		適・否
56の3の3 -1-6	発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。		適・否
56の3の3 -1-7	発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。		適・否
56の3の3 -1-8	動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3の3 -1-9	発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。		適・否

第5 煙火の消費の許可

1 提出書類	<p>省令様式第 29「火薬類消費許可申請書」</p> <p>同消費場所、同消費量の煙火の消費を一定期間中に複数回行う場合は、1 の申請期間は最大 1 か月間とし、その期間を超える場合にあっては、別の申請とすること。</p>
2 申請時期	<p>煙火を消費しようとするときは、消費の 1 か月前までに申請すること。</p>
3 添付書類	<p>次の書類等を添付すること。</p> <p>※印の書類等は、（ ）内の要件に該当する場合に添付すること。</p> <p>ア 消費場所の案内図</p> <p>イ 危険予防の方法</p> <p>煙火の消費あたっての注意事項、警備、救護、防火、業者との打合せ、筒、終了後の黒玉等の措置、煙火置場、その他の事項について記載すること。</p> <p>ウ 消費計画書</p> <p>製造業者、打揚従事者、消費の順序（消費プログラム）、運搬計画、航空法第 134 条の 3 に基づく許可又は通報について記載すること。</p> <p>エ 消費する火薬類の種類、数量がわかる資料</p> <p>球場打揚煙火（スターマインを含む。）については、単発打揚（早打ち含む。）、スターマイン及びポカ物、割物の区分を明確にすること。その他の煙火として、枠仕掛、ナイアガラ及び小型煙火等については数量、寸法等を明確にすること。特殊な消費方法については、その旨がわかる資料を添付すること。</p> <p>オ 花火大会等連絡体制図</p> <p>煙火打揚業者が複数の場合は、幹事業者を選定し、筆頭位置に記載すること。</p> <p>カ 警備計画書</p> <p>警備日時、場所、方法、人員配置等について記載すること。</p> <p>キ 現場図面</p> <p>図面は最新のものとし、打揚地点、保安距離、立入禁止区域、煙火置場、火気使用場所、警備員の配置場所及び各本部の位置等について記載すること。</p> <p>※ク 立ち退き承諾書（保安距離内に申請者以外の者の所有地等がある場合に限る。）</p> <p>保安距離内の土地、建物及び施設の所有者等から、所有地内での煙火の消費及び消費時間中の保安距離内からの立ち退き等の承諾が得られていること。</p> <p>図面等において、承諾者の所有部分をわかるようにすること。</p>
4 申請手数料	<p>7,900 円</p>
5 許可基準	<p>ア 煙火の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 省令に定める技術上の基準のほか、「埼玉県煙火消費技術基準」について遵守されていること。</p>
6 許可証	<p>ア 審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第 5 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。</p> <p>イ 受領した許可証は、消費場所（花火大会本部）に携行すること。</p> <p>ウ 消費行為が完了した場合は、予防課に許可証を返納すること。</p>

7 その他	<p>ア 直径 7.5 cm (2.5 号玉) 未満の球状打揚煙火の保安距離については、埼玉県煙火消費基準 別表 1 に定める 7.5 cm (2.5 号玉) の保安距離として扱うものとする。</p> <p>イ 消費場所の地形等については、事前に十分な調査を行うこと。 保安距離内に枯草が生えている場合は、火災の危険があるため、状況によって枯草を刈る等の必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 29 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、予防課へ提出すること。</p>
-------	--

表1 煙火の消費の基準（省令第56条の4）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56の4-1	消費場所において煙火を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
準用 51-1-14	1日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。		適・否
準用 51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用 51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の4-1-1	煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の4-1-2	煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。		適・否
56の4-1-3	前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあっては、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。		適・否
56の4-1-4	消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。		適・否
56の4-1-5	煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。		適・否
56の4-1-6	煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。		適・否
56の4-1-7	煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。		適・否
56の4-2	消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、1日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 【備考】平成20年2月8日付経産省令煙火置場は、煙火が電気点火により打ち揚げられる場合で、すべての煙火が打揚筒内に入れられているときは、保管の必要のある煙火がないことから、設置を要さないこととする。	左記参照	適・否
56の4-3	前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。		適・否
56の4-3-1	煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、20m以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。		適・否
56の4-3-2	煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		適・否
56の4-3-3	煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。		適・否
56の4-3-4	煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。		適・否
56の4-3-5	煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。		適・否
56の4-4	煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否

56 の4-4-1	打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。		適・否
56 の4-4-2	煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。		適・否
56 の4-4-3	打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。		適・否
56 の4-4-4	煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。		適・否
56 の4-4-5	打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。		適・否
56 の4-4-6	打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。		適・否
56 の4-4-7	消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から20m以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から20m以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。		適・否
56 の4-4-8	上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20m以上の安全な高さで開かせること。		適・否
56 の4-4-9	煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。		適・否
56 の4-4-10	煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56 の4-4-11	<p>直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が20m以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 直径24cm以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が5m未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第14号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。</p> <p>ロ 直径24cmを超え直径30cm以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が5m以上20m未満となる場合又は直径30cmを超え直径60cm以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が10m以上20m未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。</p> <p>ハ 直径24cm以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が5m以上20m未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。</p> <p>【備考】「飛散物を遮断する防護措置」の例については、埼玉県煙火消費技術基準別表3を参照すること。</p> <p>「飛散物の威力を軽減する防護措置」の例については、埼玉県煙火消費技術基準別表3を参照すること。</p> <p>「飛散物に対する安全策」の例については、埼玉県煙火消費技術基準別表3を参照すること。</p>	左記参照	適・否
56 の4-4-12	直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。		適・否

56 の4-4-13	第11号イの場合（直径3cm以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して2m以上の距離をとること。		適・否
56 の4-4-14	第11号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。		適・否
56 の4-4-15	点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。		適・否
56 の4-4-16	不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。		適・否
56 の4-5	煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
56 の4-5-1	点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。		適・否
56 の4-5-2	点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器はあらかじめ電流を測定し、0.01Aを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。		適・否
56 の4-5-3	落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。		適・否
56 の4-5-4	漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。		適・否
56 の4-5-5	電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。		適・否
56 の4-5-6	点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。		適・否
56 の4-5-7	点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。		適・否
56 の4-5-8	電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。		適・否
56 の4-5-9	点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。		適・否
56 の4-5-10	電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。		適・否
56 の4-5-11	電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。		適・否

無許可消費数量（省令第49条）

火薬類の区分		消費量		
第1号 理化学上の実験の用に供するため1回につき消費する場合	火薬	5 kg以下		
	無添加可塑性爆薬以外の爆薬	2.5 kg		
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管	100 個以下		
	導爆線若しくは導火管	200m 以下		
第3号 射的練習の用に供するため、その練習者が1日につき実包又は空包を消費する場合		400 個以下		
第4号 信号又は観賞の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火を次により消費する場合	直径10cm超え、14cm以下の球状の打揚煙火	10 個以下	25 個以下	75 個以下
	直径6cm超え、10cm以下の球状の打揚煙火			
	直径6cm以下の球状の打揚煙火			
	仕掛煙火に使用する炎管の数			200 個以下
	ファイヤークラッカー等爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く）であって火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く）			300 個以下
爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る）であってその1本が火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火			300 個以下	
競技用紙雷管	無制限			
第4号の2 映画又は演劇等の効果の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火（打揚煙火を除く）を次により消費する場合	その原料をなす火薬若しくは爆薬 30g 超え 50g 以下の煙火	5 個以下	35 個以下	85 個以下
	その原料をなす火薬若しくは爆薬 15g 超え 30g 以下の煙火			
	その原料をなす火薬若しくは爆薬 15g 以下の煙火			
発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音をだすためのものに限る）0.1g以下の煙火	無制限			
第5号 防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合		無制限		
第5号の2 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合		無制限		
第6号 動物の駆逐の用に供するために1日につき次のように消費する場合	空包	100 個以下		
	原料をなす火薬又は爆薬 10g 以下の煙火	200 個以下		
第6号の2 動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける発信器を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が30mg以下で、かつ、爆薬が60mg以下である場合に限る）		無制限		
第7号 動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合		無制限		
第8号 建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために同一の消費地において1日につき消費する場合	建設用びょう打ち銃用空包	200 個以下		
	（ ）内は、原料をなす火薬又は爆薬 0.4g 以下	(400 個以下)		
	コンクリート破砕器	150 個以下		
	工業銃用実包	100 個以下		
	爆発びょう	500 個以下		
	爆発せん孔器	50 個以下		
鉋さい破砕器	20 個以下			
第9号 医療の用に供するために爆薬 11 mg以下の対外衝撃波腎結石破砕用圧力発生具を消費する場合		無制限		
法第25条第1項ただし書き				
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費するとき。				
非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費するとき。				

無許可譲受数量（法第17条第1項）

第1号	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
第2号	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
第3号	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第九条第1項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることを許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
第4号 省令第37条	<p>鉱業法（昭和25年法律第289号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>法第17条第1項第4号の規定により許可なく譲り受けることができる火薬類の数量は、1月につき火薬13kg以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬5kg以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管200個以下、導火線若しくは導爆線400m以下又は電気導火線500個以下とする。</p>
第5号	輸入の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
第6号	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。